

証券コード 4432  
2021年5月12日

## 株主各位

東京都港区六本木三丁目2番1号  
ウイングアーク1st株式会社  
代表取締役社長兼CEO 田中潤

### 第5回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第5回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて委任状によっても議決権行使することができますので、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご記入いただき、ご捺印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年5月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号  
六本木グランドタワー 36階 当社会議室
3. 目的事項  
報告事項 1. 第5期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第5期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（57頁から70頁）に記載のとおりであります。

以上

◎新型コロナウィルス感染症への感染が懸念される状況が続いておりますので、感染予防の観点から、可能な限り郵送により委任状のご提出をお願い申し上げます。当日ご出席される株主様におかれましては、会場内ではマスクを常時着用し、アルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.wingarc.com/>）に記載させていただきます。

## 事業報告

(2020年3月1日から)  
(2021年2月28日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、「Empower Data, Innovate the Business, Shape the Future. 情報に価値を、企業に変革を、社会に未来を。」というビジョンを掲げており、社会に存在する様々なデータを活用することで、多くの企業にイノベーションをもたらし、その結果として、より良い社会を実現することを目指しております。

当連結会計年度（2020年3月1日～2021年2月28日）における我が国の経済環境は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大（コロナ禍）の影響を大きく受ける結果となりました。2020年4月に新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため緊急事態宣言が発出され、政府・自治体からの外出自粛要請等により経済環境は大幅に悪化しましたが、同年5月の緊急事態宣言解除後は、徐々に経済活動が再開されました。その後、政府のGoToキャンペーン等の政策的な後押しもあり、コロナ禍による経済活動の停滞から急速な回復を見せ、7～9月期及び10～12月期は高いGDP成長率を達成しました。しかしながら、同年11月頃から再度感染拡大が進み、2021年1月に二度目の緊急事態宣言が発出されるに至りました。同年3月に緊急事態宣言は解除されたものの、感染力の強い変異株の増加により、感染の再拡大及び実体経済への悪影響が危惧されております。

当社グループが属する企業向けIT市場においても、個人消費の減少や企業業績悪化の影響を受け、企業のIT投資計画の見直しが進みました。特に製造業は、コロナ禍による世界的なサプライチェーンの混乱により、予定していた働き方改革による生産性向上や生産管理システムなどの既存システムの刷新に対するIT投資を抑制する動きが出てきています。このような状況から、2020年の企業向けIT市場については、前年に比べ7.3%減少することが見込まれております（注）。一方、当該市場のうちクラウド市場につきましては、従来は導入や運用の容易さ、高いユーザビリティ、安価な初期導入コスト等により採用が進んでおりましたが、2020年は、コロナ禍でのリモートワークが拡大するに従い、Web会議システムやチャットサービス等の業務環境の整備に関するクラウドサービスが急速に拡大しております。今後は営業やマ

一ケティング等の業務やデジタルトランスフォーメーション（DX）を推し進めるクラウドサービスが拡大していくと考えられ、クラウド市場は引き続き高い成長が続くものと想定しております。

（注） インターナショナルデーターコーポレイションジャパン株式会社「国内IT市場 産業分野別／従業員規模別／年商規模別予測アップデート、2020年～2024年」 TABLE 2国内IT市場 産業分野別 支出額予測、2018年～2024年、企業分野小計

このような状況のもと、当社グループは、2020年3月に全社員のリモートワーク環境の整備を完了し、併せて、受注・出荷業務や経理業務を始め、営業やマーケティング活動もオンラインへ急速にシフトさせ、一部の業務を除き完全なリモートワーク体制へ移行しております。同年9月末には、本社オフィスの来客・イベントエリア以外の執務エリアスペースを解約し、大幅なオフィスの縮小を行いました。これらの施策により、業務生産性は維持しつつ、不動産コストや通勤コストの大幅な削減を実現しております。

新たなサービスとしては、2020年4月に異なるシステムやクラウドサービスを連携・接続し、業務を自動化できるクラウドサービス「DEJIREN（デジレン）」をリリースしました。コロナ禍の影響で企業のクラウドサービスの利用増加やリモートワークの標準化で働き方が多様化する中、「DEJIREN」で既存システムと新たなクラウドサービスを連携させ、業務の自動化による生産性向上を実現します。2021年2月には、資本・業務提携先である伊藤忠商事株式会社が国内企業のDX化を見据えた文書データ流通サービスを本格展開するにあたり、当社が開発したペーパーレス化を促進する文書流通サービス「SVF TransPrint」を採用しました。当社グループは、伊藤忠商事株式会社とともに、企業間で授受される情報のデジタル化とそれに伴う業務変革を支援し、国内産業のDX化を推し進めていく予定です。

また、2020年11月には、株式会社PKSHA Technology（PKSHA社）及び東芝デジタルソリューションズ株式会社（TDSL社）と新たに資本・業務提携契約を締結いたしました。PKSHA社とは、「DEJIREN」やB1ダッシュボード「MotionBoard」等、当社の様々なソリューションとPKSHAのアルゴリズム技術の連携により、共同プロダクト・ソリューションの開発及び営業連携を目的としております。TDSL社とは、両社の人材や技術の交流を通じて、IoTやスマートファクトリー等製造業向けソリューションのさらなる強化を図るとともに、これまで培ってきた両社の業種ノウハウやデータ分析の知見・技術を用いて、プラットフォーム上のデータから新たな価値を生み出すデータサービスの開発を目的としております。両提携を通じて、新たなソリューション開発を進め、企業価値の向上を目指しております。

この結果、当連結会計年度の売上収益は18,285百万円（前期比2.1%減）、営業費用（その他の営業収益を控除後）は、営業活動のオンライン化や全社員のリモートワーク対応により、海外渡航費や旅費交通費、通勤費などの費用の減少があったものの、本社オフィスの一部解約に伴い発生した違約金や使用権資産の早期償却費の計上、人員の採用による人件費の増加等で、15,078百万円（前期比16.1%増）、営業利益は3,207百万円（前期比43.6%減）、税引前利益は3,153百万円（前期比42.9%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,452百万円（前期比39.8%減）となりました。

また、当社グループは、通常の営業活動の結果を示していると考えられない非経常的な費用項目の影響を除外することで、投資家が当社グループの業績評価を行い、当社グループの企業価値についての純粋な成長を把握する上で有用な情報を提供することを目的として、上記のIFRSにより規定された財務指標以外に、以下のEBITDA、調整後EBITDA及び調整後親会社の所有者に帰属する当期利益を重要な経営指標と位置付けております。

#### 【EBITDA、調整後EBITDA及び調整後親会社の所有者に帰属する当期利益の調整表】

(単位：百万円)

決算期	2020年2月期	2021年2月期	増減	増減率
営業利益	5,684	3,207	△2,477	△43.6%
減価償却費及び償却費 (注1)	1,276	1,237	△39	△3.1%
EBITDA (注2)	6,961	4,444	△2,516	△36.2%
(調整額)				
一過性の監査報酬費用	38	19	△18	△49.2%
上場関連費用	128	40	△88	△68.6%
オフィス解約費用	-	1,849	1,849	-
一過性のインセンティブ 報酬	-	230	230	-
調整後EBITDA (注3)	7,128	6,583	△544	△7.6%

(単位：百万円)

決算期	2020年2月期	2021年2月期	増減	増減率
親会社の所有者に帰属する当期利益	4,076	2,452	△1,623	△39.8%
(調整額)				
一過性の監査報酬費用	38	19	△18	△49.2%
上場関連費用	128	40	△88	△68.6%
オフィス解約費用	-	1,849	1,849	-
一過性のインセンティブ報酬	-	230	230	-
調整項目の税効果調整 (注4)	△43	△475	△431	985.6%
調整後親会社の所有者に帰属する当期利益(注5)	4,199	4,115	△83	△2.0%

(注) 1. 2020年2月期より、IFRS第16号の適用により、オフィスの賃借契約に係る使用権を使用権資産として認識しており、当該資産に係る減価償却費も併せて計上しておりますが、EBITDA算出におきましては、「減価償却費及び償却費」からは当該使用権資産に係る減価償却費を除いております。

2. EBITDA=営業利益+減価償却費及び償却費。
3. 調整後EBITDA=EBITDA+一過性の費用。
4. 調整項目の税効果調整は実効税率を用いて算出しております。
5. 調整後親会社の所有者に帰属する当期利益=親会社の所有者に帰属する当期利益+一過性の費用-調整項目の税効果調整。

EBITDAは、売上収益の減少及び上述の費用増加の影響により、4,444百万円（前期比36.2%減）と大きく減少しましたが、本社オフィスの一部解約に伴う費用等を調整した調整後EBITDAは6,583百万円（前期比7.6%減）、調整後親会社の所有者に帰属する当期利益は法人所得税費用の負担税率が想定よりも低下した影響により、4,115百万円（前期比2.0%減）と減少幅は縮小しております。

当社グループは、「データエンパワーメント事業」を単一の報告セグメントとしておりますが、提供しているソフトウェア及びサービスの性質により、企業の基幹業務を支える「帳票・文書管理ソリューション」と、様々なデータを活用し、今までにない新たな価値を生み出す「データエンパワーメントソリューション」の2つに売上収益を区分しております。

#### «ソリューション別売上収益»

(単位：百万円)

ソリューション区分		2020年2月期	2021年2月期	増減	増減率
帳票・文書管理ソリューション	SVF	11,200	10,786	△413	△3.7%
	SPA	389	614	225	57.9%
	その他	150	113	△36	△24.5%
	小計	11,739	11,513	△225	△1.9%
データエンパワーメントソリューション	Dr.Sum	2,804	2,574	△229	△8.2%
	MotionBoard	2,554	2,799	245	9.6%
	その他	1,579	1,397	△181	△11.5%
	小計	6,937	6,771	△166	△2.4%
合計		18,677	18,285	△391	△2.1%

#### (帳票・文書管理ソリューション)

当ソリューションは、企業の基幹業務に必須である請求書や納品書等の帳票類を設計・運用を行うソフトウェア及びサービスである「SVF」及び電子データの保管や紙文書の電子化を行う「SPA」が主な構成要素となっております。

「SVF」は、企業の重要な業務で利用されているため、コロナ禍であってもソフトウェア保守の更新は底堅く推移し、クラウドサービスはリモートワークの浸透やクラウド市場の拡大の影響で大きく成長しました。一方、ソフトウェアライセンスは2020年4月に発出された緊急事態宣言の影響により、特に上期の受注が前年を大きく下回りました。この結果、「SVF」の売上収益は10,786百万円（前期比3.7%減）となりました。

「SPA」は、リモートワークの浸透に伴う企業のペーパーレス需要が増大したことから、ソフトウェアライセンス及び保守、クラウドサービス全て好調に推移し、売上収益は614百万円（前期比57.9%増）と前年から大きく成長しました。

この結果、当ソリューションの売上収益は11,513百万円（前期比1.9%減）となりました。

#### （データエンパワーメントソリューション）

当ソリューションは、企業が保有するデータを統合・処理・分析・可視化することにより、業務の効率化や生産性の向上を実現するソフトウェア及びサービスである「Dr.Sum」

「MotionBoard」が主な構成要素となっております。

「Dr.Sum」は、ソフトウェア保守の更新は底堅く推移した一方、コロナ禍の影響によりソフトウェアライセンスの受注が前期比7割程度となり、売上収益は2,574百万円（前期比8.2%減）となりました。

「MotionBoard」は、コロナ禍の影響により、ソフトウェアライセンスの受注は前期比9割程度となったものの、ソフトウェア保守は堅調に推移しました。クラウドサービスは、業種・業務に特化したソリューション提供が引き続き好調であったため、売上収益は前期比3割程度の増加となりました。この結果、「MotionBoard」の売上収益は2,799百万円（前期比9.6%増）となりました。

「その他」につきましては、主にソフトウェアライセンス導入時に利用されるプロフェッショナルサービスがコロナ禍の影響により、前期比8割程度となった結果、売上収益は1,397百万円（前期比11.5%減）となりました。

この結果、当ソリューションの売上収益は6,771百万円（前期比2.4%減）となりました。

## ② 設備投資の状況

当社グループでは、社内インフラの整備、当社組織の拡張、研究開発機能の充実及び持続的な事業成長を支える経営基盤の強化を目的として計画的、継続的に設備投資を実施しております。

当連結会計年度における設備投資は、主に業務効率化や開発環境の強化を目的とした社内インフラ用のソフトウェア、サーバー機器及びネットワーク機器の取得などにより総額471百万円となりました。

③ 資金調達の状況

コロナ禍に起因する事業環境の不確実性に対応するための手元流動性の確保を目的に、当連結会計年度中に金融機関より短期借入金として4,500百万円の調達を行いましたが、当連結会計年度末に全額返済しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

国際会計基準 (IFRS)

区分	第2期 (2018年2月期)	第3期 (2019年2月期)	第4期 (2020年2月期)	第5期 (当連結会計年度) (2021年2月期)
売上収益 (百万円)	15,566	17,287	18,677	18,285
営業利益 (百万円)	4,223	4,887	5,684	3,207
税引前利益 (百万円)	4,046	4,738	5,523	3,153
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	2,924	3,293	4,076	2,452
基本的1株当たり当期利益 (円)	93.74	105.56	130.65	79.45
資産合計 (百万円)	54,870	54,703	57,923	55,909
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	17,188	19,253	23,528	25,676
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	550.96	617.13	754.17	836.43

(注) 当社は、2018年8月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社は親会社等及び兄弟会社等を有しておりません。したがって、該当事項はありません。

なお、親会社等には該当しないものの、出資比率が30%を超える会社等は、以下のファンドです。

名 称	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	当 社 と の 関 係
CJP WA Holdings, L.P.	-	39.84%	カーライル・ジャパン・エルエルシーが投 資助言を行うファンドが間接的に株式を保 有

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社リテールマーケティ ングワン	26百万円	98.04%	クラウドサービスの提供
株式会社Everforth	34百万円	100.00%	クラウドサービスの提供
文雅科信息技术（上海）有限 公司	21,437千人民元	100.00%	ソフトウェア・クラウドサービスの販売及 び保守サポートの提供
文雅科信息技术（大連）有限 公司	827千人民元	100.00%	ソフトウェアの開発
WINGARC SINGAPORE PTE. LTD.	200千シンガポ ールドル	100.00%	ソフトウェア・クラウドサービスの販売及 び保守サポートの提供
WINGARC AUSTRALIA PTY LTD	21,064千豪ドル	100.00%	ソフトウェア・クラウドサービスの販売及 び保守サポートの提供

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の点を主な経営課題と認識しております。

##### ①業種・業務に特化したソリューションの推進

これまで当社グループの売上は、基幹システム開発における帳票ソフトウェアの提供を中心とした「帳票・文書管理ソリューション」が大半を占めておりました。しかし、現在では基幹システムへの投資が一巡し、IT投資の主体が、基幹システムを管理する比較的ニーズの画一的な情報システム部門から、業種や業務ごとに多種多様なニーズが存在する事業部門へ移りつつあります。この状況の変化に伴い、当社グループでは、ソフトウェアの提供だけではない、データの価値を最大化する最適なソリューション提案を目的とした「データエンパワーメントソリューション」に注力しております。2021年2月期における「データエンパワーメントソリューション」の売上全体に占める比率は37.0%であり、売上の拡大とともに当該比率の向上に努めてまいります。

###### ・体制の強化

製造、金融、公共といった特定の業種や業務のノウハウ・知見を持った人材を積極的に採用しており、業種ごとにビジネスユニットとして組織しております。当該組織において、業種ごとのソリューション開発を行っており、現在は製造業、小売業、金融業、公共等へソリューションを提供しております。今後は、他の業種につきましても隨時ソリューション化を進めてまいります。

###### ・アライアンスの推進

特定の業種での先進的な企業や多くの顧客を抱える企業、また特徴的な技術を持つ企業と共同でのソリューション開発や提供を推進してまいります。

##### ②リカーリングビジネスの拡大

当社グループは、製品、サービスの一度限りの提供ではなく、継続的に顧客にサービス提供を行い、その対価をサービスの提供期間に応じて受け取る「リカーリングビジネス」を推進しております。「リカーリングビジネス」の利点は、業績の安定化、業績の予見性の向上、顧客とのリレーションシップの維持等ですが、一方で、顧客の維持管理コストの増加等のデメリットもあり

ます。そのため、当社は「リカーリングビジネス」に特化した部署を組織し、上述したシステムによる効率的な顧客管理と専任チームによる離脱防止対策を行うとともに、顧客への追加商材の提案による売上の向上を目指しております。また、2021年2月期における「リカーリングビジネス」に係る売上である「リカーリングレベニュー」の売上全体に占める比率は61.9%であり、売上の拡大と共に当該比率の向上に努めてまいります。

- ・契約継続率の維持向上

「リカーリングビジネス」は一度契約して頂いた顧客に如何に継続的にご利用頂くかが最も重要となるため、当社グループでは、「契約継続率」をKPIとしております。専門部署にて顧客の利用状況や課題をヒアリングし、きめ細やかな対応を行うことにより、当該数値の維持向上に努めております。2021年2月期における「契約継続率」は93.8%となります。

- ・クラウドビジネスの拡大

現在のIT市場では、システムの開発やソフトウェアの購入を伴わない勤怠管理や経費精算といった特定業務でのクラウドサービスの利用が主流となっております。当社グループも様々なクラウドサービスを展開しておりますが、契約ユーザー数及び契約企業数の拡大に努めるとともに、今後もクラウドベースでの展開を前提としたソリューション開発を進めてまいります。

### ③グループ経営基盤の強化

当社グループは2013年9月の非上場化以来、経営基盤の強化に取り組み、グループの再編（子会社の統合、非コア事業の売却）、社内基幹システムの再構築、経営管理システムの高度化、各種顧客管理業務のシステム化等を推し進めてまいりましたが、今後、成長を加速させるべく、業種・業務に特化した複数の新規事業を立ち上げていく予定となっており、さらなる精緻な業績管理が求められます。また、業容拡大を目的としてM&Aで獲得した海外を含む子会社についても、当社グループの経営方針のもと、一体となった管理体制が求められます。これに対応すべく、グループ各社と密に連携し、タイムリーに経営状況を把握でき、適切な対策を早期に打てる体制の強化に取り組んでまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

事業区分	事業内容
データエンパワーメント事業	データを利用した、企業や社会に様々な価値をもたらすソフトウェアやサービスの提供

## (6) 主要な営業所及び工場 (2021年2月28日現在)

## ① 当社

本社	東京都港区
事業所	札幌オフィス（北海道札幌市）、新潟オフィス（新潟県新潟市）、名古屋オフィス（愛知県名古屋市）、大阪オフィス（大阪府大阪市）

## ② 子会社

株式会社リテールマーケティングワン	本社（東京都港区）
株式会社Everforth	本社（東京都渋谷区）
文雅科信息技術（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
文雅科信息技術（大連）有限公司	中華人民共和国遼寧省大連市
WINGARC SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国
WINGARC AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリアメルボルン市

(7) 使用人の状況 (2021年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
データエンパワーメント事業	692 (60)名	41名増 (1名減)

(注) 1. 当社は、「データエンパワーメント事業」を単一の報告セグメントとしているため、セグメント別の記載はしておりません。

2. 使用人数の（外書）は、派遣社員の最近1年間の平均雇用人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
595 (60)名	34名増 (1名減)	40.0歳	3.7年

(注) 1. 当社は、「データエンパワーメント事業」を単一の報告セグメントとしているため、セグメント別の記載はしておりません。

2. 使用人数の（外書）は、派遣社員の最近1年間の平均雇用人員であります。

3. 平均勤続年数は、旧ウイングアーク1st株式会社を吸収合併した2016年6月以降の勤続年数を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	16,250百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2021年3月16日付で、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年2月28日現在)

- |            |              |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 31,198,000株  |
| ③ 株主数      | 11名          |
| ④ 大株主      |              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
C J P W A Holdings, L. P.	12,229,830株	39.84%
I W. D X パートナーズ株式会社	7,643,470	24.90
東芝デジタルソリューションズ株式会社	4,604,700	15.00
S a n s a n 株式会社	2,394,800	7.80
モノリス有限責任事業組合	1,400,000	4.56
株式会社PKSHA Technology	1,174,900	3.83
鈴与株式会社	537,300	1.75
合同会社PKSHA Technology Capital	360,000	1.17
株式会社データ・アプリケーション	214,200	0.70
株式会社タケオホールディングス	71,400	0.23
ウイングアーク1st従業員持株会	67,400	0.22

(注) 当社は、自己株式を500千株所有しておりますが、上記大株主の状況からは除外しております。

### ⑤その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2016年10月14日	
新株予約権の数		12,260個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 100株) 1,226,000株	普通株式 (新株予約権1個につき 100株) 1,190,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 1円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり 500円) 50,000円	新株予約権1個当たり (1株当たり 500円) 50,000円
権利行使期間		2018年10月14日から 2026年10月13日まで	2018年10月14日から 2026年10月13日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 2,000個 200,000株 2名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 2,800個 280,000株 2名

(注) 1. 第1回新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当社及び当社の子会社の役員、執行役員又は従業員であることを要する。但し、会社の都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、その保有する本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。
  - ①行使価格を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
  - ②行使価格を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われた場合（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
  - ③金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価格を下回る価格となつた場合

- (3) その他の行使の条件は、当社と新株予約権の割当ての対象者との間で締結する新株予約権割当契約による。
2. 第3回新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当社及び当社の子会社の役員、執行役員又は従業員であることを要する。但し、会社の都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、その保有する本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。
- ①行使価格を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
- ②行使価格を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われた場合（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
- ③金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価格を下回る価格となつた場合
- (3) その他の行使の条件は、当社と新株予約権の割当ての対象者との間で締結する新株予約権割当契約による。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

		第8回新株予約権
発行決議日		2020年5月28日
新株予約権の数		1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 4,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 140,000円 (1株当たり 1,400円)
権利行使期間		2022年5月29日から 2030年5月28日まで
行使の条件		(注) 1
使用者等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 1,500個 目的となる株式数 150,000株 交付者数 3名

(注) 1. 第8回新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当社及び当社の子会社の役員、執行役員又は従業員であることを要する。但し、会社の都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、その保有する本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。
  - ①行使価格を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
  - ②行使価格を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われた場合（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
  - ③金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が行使価格を下回る価格となつた場合
- (3) その他の行使の条件は、当社と新株予約権の割当ての対象者との間で締結する新株予約権割当契約による。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2021年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	内 野 弘 幸	文雅科信息技术(上海)有限公司 董事 WINGARC AUSTRALIA PTY LTD Director 株式会社リテールマーケティングワン 取締役会長
代表取締役社長兼 C E O	田 中 潤	文雅科信息技术(上海)有限公司 董事長 WINGARC AUSTRALIA PTY LTD Director 株式会社Everforth 取締役 文雅科信息技术(大連)有限公司 董事
取 締 役	諸 星 俊 男	日本ペイントホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ティーガイア 社外取締役
取 締 役	山 澤 光 太 郎	イオンフィナンシャルサービス株式会社 社外取締役 グローリー株式会社 特別顧問
取 締 役	堀 内 真 人	伊藤忠商事株式会社 情報・通信部門長代行 株式会社ベルシステム24ホールディングス 社外取締役 伊藤忠インターラクティブ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	寺 田 親 弘	Sansan株式会社 代表取締役社長
取 締 役	山 田 和 広	カーライル・ジャパン・エルエルシー 日本における代表者
取 締 役	島 田 太 郎	東芝デジタルソリューションズ株式会社 取締役社長 東芝データ株式会社 代表取締役CEO 株式会社東芝 執行役上席常務
常 勤 監 査 役	芳 賀 研 二	
監 査 役	大 江 修 子	TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士 カルビー株式会社 社外監査役
監 査 役	浅 枝 芳 隆	株式会社島根銀行 社外取締役 アスクル株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、諸星俊男氏、山澤光太郎氏、堀内真人社氏、寺田親弘氏、山田和広氏及び島田太郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役はすべて社外監査役であります。
3. 2020年4月1日開催の臨時株主総会において山田和広氏及び芳賀亮太氏が取締役に就任し、また2020年12月25日開催の臨時株主総会において島田太郎氏が取締役に就任しました。
4. 社外取締役の川原浩氏は2020年3月31日付で、社外取締役の芳賀亮太氏は2020年11月19日付でそれぞれ辞任しました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役と、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を上限としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取(うち)社外取締役	5名 (3)	134百万円 (22)
監(うち)社外監査役	3 (3)	24 (24)
合(うち)社外役員 計	8 (6)	158 (46)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年10月14日開催の臨時株主総会において、年額550百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年3月1日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給人員には、無報酬の取締役は含めておりません。

### ロ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役の諸星俊男氏は、日本ペイントホールディングス株式会社、株式会社ティーガイアの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役の山澤光太郎氏は、イオンフィナンシャルサービス株式会社の社外取締役、グローリー株式会社の特別顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役の堀内真人氏は、当社のその他の関係会社である伊藤忠商事株式会社の情報・通信部門長代行であります。
- ・取締役の寺田親弘氏は、当社株式(自己株式を除く)の7.80%を保有する株主であるSansan株式会社の代表取締役社長であります。
- ・取締役の山田和広氏は、当社株式(自己株式を除く)の39.84%を保有する主要株主であるCJP WA Holdings, L.P.に投資助言を行うカーライル・ジャパン・エルエルシーの日本における代表であります。
- ・取締役の島田太郎氏は、当社株式(自己株式を除く)の15.00%を保有する主要株である東芝デジタルソリューションズ株式会社の取締役社長であります。
- ・2020年11月19日付で退任した取締役の芳賀亮太氏は当社株式(自己株式を除く)の39.84%を保有する主要株主であるCJP WA Holdings, L.P.に投資助言を行うカーライル・ジャパン・エルエルシーのヴァイスプレジデントであります。
- ・監査役の大江修子氏は、TMI総合法律事務所のパートナー弁護士、カルビー株式会社の社外監査役であります。TMI総合法律事務所は当社の顧問弁護士が所属している弁護士事務所です。当社とカルビー株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役の浅枝芳隆氏は、株式会社島根銀行の社外取締役、アスクル株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役 諸 星 俊 男		当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、IT企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般とグローバルな観点から、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。
取締役 山 澤 光 太 郎		当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、日本銀行及び日本取引所グループでの豊富な経験とコーポレートガバナンスに関する知見に基づき、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。
取締役 堀 内 真 人		当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、総合商社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、グローバルな観点から、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。
取締役 寺 田 親 弘		当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、クラウドサービスを展開する企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般とクラウドビジネスの観点から、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。
取締役 山 田 和 広		2020年4月1日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、グローバルファンドのマネージングディレクターとしての幅広い経験に基づき、企業価値向上の観点から、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。
取締役 島 田 太 郎		2020年12月25日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会4回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、データビジネスを展開する企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般とデータビジネスの観点から、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。

		出席状況及び発言状況
取締役 芳賀亮太		2020年4月1日の就任から2020年11月19日に退任するまでに、当事業年度に開催された取締役会9回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会においてグローバルファンドのヴァイス・プレジデントとしての幅広い経験に基づき、企業価値向上の観点から、当社の経営上有用な発言を適宜行っております。
監査役 芳賀研二		当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、常勤監査役として取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。
監査役 大江修子		当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。
監査役 浅枝芳隆		当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、監査役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会計の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社の社会的責任及び企業理念を全うするため、基本的なコンプライアンス体制を明確化するとともに、コンプライアンスを企業風土に醸成することを目的とするコンプライアンスガイドラインを定める。
  - ・法令、通達違反、非倫理的行為等に付随するコンプライアンスリスクを含め、業務リスクに関するリスク管理を行う組織として、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款の遵守体制を強化する。
  - ・法令違反行為等を早期発見し、適切に対応するための体制として、コンプライアンス相談ラインを設置する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る重要文書（電磁的記録を含む。）は、関連資料とともに、法令及び文書管理規程に従い保存する。
  - ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制を強化するために、ISO27001の要求事項に基づく情報セキュリティマネジメントシステムの運用とその改善に努める。
  - ・情報資産の管理体制の実効性を高めるために、情報セキュリティ委員会を設置する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社の事業の目的達成を確実なものとするため、平常時におけるリスク管理体制及び、事故が発生又はその蓋然性が高まった場合における緊急事態対応体制を整備するために、リスク管理基本規程を制定する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会規程を制定し、当該規程において取締役会の運営に関する事項を定めることとする。
  - ・各取締役の所管業務を効率的に統括管理するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定し、各規程において業務遂行の責任体制を明確にするとともに業務の組織的な運営体制を構築することとする。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・グループ会社管理規程において、当社グループ各社における業務の管理手続きを制定することとする。
  - ・当社の内部監査室は、当社における業務の適正を確保するために、子会社及び関連会社の内部監査を実施することとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役が、その職務を補助する使用人の配置を求めた場合は、監査役と取締役が協議のうえ、専任者若しくは兼務者を置くこととし、人選についても、同様に協議するものとする。
  - ・監査役の職務を補助する使用人につき、監査役より監査業務に必要な指示・命令を受けた場合、その指示・命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
  - ・監査役の職務を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役と事前に協議するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制
  - ・取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において、その担当業務の執行状況の報告を行うこととする。
  - ・取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告を行うこととする。
  - ・監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対し、業務執行状況に係る報告を求めることができる。
  - ・監査役は、重要な議事録、稟議書類等を常時閲覧できるものとする。
- ⑧ 当社監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・「コンプライアンス相談ライン」の相談者を含む前号の報告者は、当該報告を行ったことをもって人事制度上その他いかなる意味においても不利益な取扱いはされない。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化し、予算外の費用についても会社法第388条に基づいて、当該監査役の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・代表取締役社長、会計監査人、内部監査室等は、それぞれ定期的及び隨時に監査役と意見交換を実施することとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①リスク管理体制

当社はリスク管理基本規程を制定し、平常時におけるリスク管理計画を策定し、リスク・コンプライアンス委員会がモニタリングするとともに、有事の際の緊急事態対応体制を予め整備し、リスクの未然防止と軽減に努めております。

また、顧客企業の機密情報の管理の徹底と個人情報保護のため、セキュリティポリシー及び各種運用ルールの策定及び導入、また役員及び従業員に対する教育プログラムを実施しております。

その他、法令・諸規則遵守の強化を図り、倫理観を高め良識ある行動の維持、向上のため、役員及び従業員に対する教育プログラムを実施しております。

### ②取締役の職務執行

取締役会は8名の取締役（うち6名が会社法第2条第15号に定める社外取締役）で構成され、当年度は17回開催しました。

取締役会では法令で定められた事項、及び経営に関する重要な事項を決定するとともに、当社グループ全般に係る経営課題に対処し、業務の執行状況を監督しております。また、迅速な意思決定が必要となる事項が生じた場合には、隨時取締役会を開催し、充分な議論のうえで経営の意思決定を行っております。

### ③監査役の職務執行

監査役会は3名の監査役（全員が会社法第2条第16号に定める社外監査役、うち1名が常勤監査役）で構成され、当年度は13回開催しました。

監査役は監査方針及び監査計画に基づき取締役の職務執行等の監査を行っております。業務監査においては取締役会を始め当社グループの重要会議等への出席、書類の閲覧等を通じ内部統制システムの運用状況を監査しております。また監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、業務の適正性確保に努めています。

#### **4. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識しており、成長性を維持するために将来の事業展開と経営体質強化に必要な内部留保を確保しつつ、各期における業績を勘案の上、配当を実施することを基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営体質の強化に充當するとともに、新製品や新しいサービスを提供するための投資・開発等の原資として活用してまいります。

また当社の剰余金の配当は、年2回を基本方針としており、30%程度の連結配当性向を目指として安定的な配当を目指してまいります。なお、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨、剰余金の配当基準日を毎年5月31日、8月31日、11月30日及び2月末日のほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めており、株主への機動的な利益還元が可能となっております。

## 連結財政状態計算書

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 產	7,291,702	流 動 負 債	11,175,481
現 金 及 び 現 金 同 等 物	5,170,346	営 業 債 務 及 び そ の 他 の 債 務	833,934
営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権	1,728,618	契 約 負 債	5,526,490
そ の 他 の 金 融 資 產	19,105	一 年 内 返 済 長 期 借 入 金	1,997,480
そ の 他 の 流 動 資 產	373,631	未 払 法 人 所 得 税	402,520
<b>非 流 動 資 產</b>	<b>48,618,199</b>	そ の 他 の 金 融 負 債	440,998
有 形 固 定 資 產	1,910,629	そ の 他 の 流 動 負 債	1,974,056
の れ ん	27,248,000	<b>非 流 動 負 債</b>	<b>19,056,496</b>
そ の 他 の 無 形 資 產	17,206,028	長 期 借 入 金	14,164,417
そ の 他 の 金 融 資 產	2,245,766	引 当 金	91,519
そ の 他 の 非 流 動 資 產	7,775	そ の 他 の 金 融 負 債	259,407
		繰 延 税 金 負 債	4,541,151
		<b>負 債 合 計</b>	<b>30,231,977</b>
資 本 の 部			
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分	25,676,754		
資 本 金	200,000		
資 本 剰 余 金	11,124,874		
そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	656,664		
自 己 株 式	△650,000		
利 益 剰 余 金	14,345,215		
非 支 配 持 分	1,170		
<b>資 本 合 計</b>	<b>25,677,924</b>		
<b>資 产 合 計</b>	<b>55,909,901</b>	<b>負 債 及 び 資 本 合 計</b>	<b>55,909,901</b>

## 連結損益計算書

( 2020年3月1日から  
2021年2月28日まで )

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	18,285,444
人 件 費	△4,985,913
研 究 開 発 費	△2,267,789
外 注 ・ 業 務 委 託 料	△1,483,302
支 払 手 数 料	△829,063
そ の 他 の 営 業 収 益	8,256
そ の 他 の 営 業 費 用	△5,520,612
<b>営 業 利 益</b>	<b>3,207,018</b>
金 融 収 益	96,572
金 融 費 用	△150,019
<b>税 引 前 利 益</b>	<b>3,153,570</b>
法 人 所 得 税 費 用	△700,827
<b>当 期 利 益</b>	<b>2,452,743</b>
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	2,452,118
非 支 配 持 分	624
<b>当 期 利 益</b>	<b>2,452,743</b>

## 連結持分変動計算書

(2020年3月1日から)  
(2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	その他の資本構成要素	自己株式	利益剰余金
2020年3月1日残高	200,000	11,124,874	310,514	—	11,893,096
当期利益			322,056		2,452,118
その他の包括利益					
当期包括利益合計	—	—	322,056	—	2,452,118
株式報酬取引			24,093		
自己株式の取得				△650,000	
所有者との取引額合計	—	—	24,093	△650,000	—
2021年2月28日残高	200,000	11,124,874	656,664	△650,000	14,345,215

	親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
2020年3月1日残高	23,528,485	545	23,529,030
当期利益	2,452,118	624	2,452,743
その他の包括利益	322,056		322,056
当期包括利益合計	2,774,175	—	2,774,799
株式報酬取引	24,093		24,093
自己株式の取得	△650,000		△650,000
所有者との取引額合計	△625,906	—	△625,906
2021年2月28日残高	25,676,754	1,170	25,677,924

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結計算書類の作成基準

当社グループ（当社及び当社の子会社）の連結計算書類は、当連結会計年度より会社法規則第120条第1項の規定に基づき、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。

なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数	8社
・連結子会社の名称	株式会社リテールマーケティングワン 株式会社Everforth 文雅科信息技术（上海）有限公司 文雅科信息技术（大連）有限公司 WINGARC SINGAPORE RTE.LTD. WINGARC AUSTRALIA PTY LTD S F インベストメント株式会社 株式会社Optimus Capital

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、文雅科信息技术（大連）有限公司及び文雅科信息技术（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①金融資産の評価基準及び評価方法

###### ( i ) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権を、発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

負債性金融資産は、次の条件がともに満たされる場合に、償却原価で測定する金融資産に分類しております。それ以外は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有すること目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

トレーディング目的保有ではない資本性金融資産の当初認識時において、当初認識後はその他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能な選択を行う場合があります。この選択は個々の投資ごとに行います。

金融資産は、公正価値で当初測定し、純損益を通じて公正価値で測定するものでない金融資産の場合は、公正価値に金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算しております。

#### (ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

##### (a) 償却原価により測定する金融資産

当初認識後、実効金利法による償却原価で測定し、利息収益を純損益として認識しております。

##### (b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動、利息収益及び配当金を純損益として認識しております。

##### (c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動はその他の包括利益で認識しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動による累積利得又は損失は、資本性金融資産を処分した場合、若しくは公正価値が著しく低下した場合に利益剰余金に振り替えることとしております。

なお、当該金融資産からの配当金については、明らかに投資原価の一部回収である場合を除き金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

#### (iii) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合に金融資産の認識を中止しております。

#### (iv) 減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、報告日後12ヶ月の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定しております。一方、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を算定しております。

但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失により損失評価引当金の額を算定しております。

信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているか否かは、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行が発生するリスクに変化があるかどうかの判断にあたっては、以下を考慮しております。

- ・期日経過情報
- ・債務者の経営成績の悪化

金融資産の全部又は一部について回収ができず、又は回収が極めて困難であると判断される場合を債務不履行とみなしております。債務不履行に該当した場合は、信用減損の客観的な証拠が存在すると判断し、信用減損金融資産に分類しております。

上記の分類に関わらず、法的に債権が消滅する場合等、金融資産の全部又は一部について回収できないことが明らかな場合には、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

## ②リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判別しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定の金額に、開始日以前に支払ったリース料、リース・インセンティブ等を調整した額で測定を行っております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い期間にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

但し、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

## ③有形固定資産（使用権資産を除く）

当社グループは、有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、資産の解体・撤去及び設置していた場所の原状回復費用及び資産計上すべき借入コスト等を含めることとしております。

建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2～22年

- ・工具、器具及び備品 2~12年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

#### ④のれん及びその他の無形資産

##### (i) のれん

企業結合により生じたのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

##### (ii) その他の無形資産（使用権資産を除く）

のれん以外の無形資産（その他の無形資産）は、当初認識時に取得原価で測定しております。

その他の無形資産の測定においては原価モデルを採用し、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- |         |       |
|---------|-------|
| ・顧客関係   | 主に15年 |
| ・技術資産   | 10年   |
| ・ソフトウェア | 5年    |

耐用年数を確定できない無形資産については、償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施し、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。耐用年数を確定できない無形資産は、以下のとおりであります。

##### ・商標権

商標権は、事業が継続する限りにおいて永続して使用されるものであり、将来の経済的便益の流入する期間が予見可能でないと判断し、耐用年数を確定できない無形資産に分類しております。

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

#### ⑤非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、毎期、減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、回収可能価額を毎期及び減損の兆候を識別した時に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び

当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小かつ事業セグメントを超えない単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において減損損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

## ⑥引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務については、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して資産除去債務を計上しております。

## ⑦外貨換算

### ( i ) 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

当社グループの各企業がそれぞれの財務諸表を作成する際に、その企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートで各企業の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

## ( ii ) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用についてはその期間中の為替レートが著しく変動しない限り、平均為替レートを用いて日本円に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の累積換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益に振り替えます。

### ⑧従業員給付

#### ( i ) 退職給付（確定拠出年金制度）

当社の従業員を対象に、確定拠出年金制度を採用しております。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した事業体に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。

確定拠出型の退職後給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

#### ( ii ) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連する役務が提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払うべき現在の法的債務又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

### ⑨売上収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社グループは、提供しているソフトウェア及びサービスの性質により、企業の基幹業務を支える「帳票・文書管理ソリューション」と、様々なデータを活用し、今までにない新たな価値を生み出す「データエンパワーメントソリューション」の2つに売上収益を区分しております。

帳票・文書管理ソリューションは、企業の基幹業務に必須である請求書や納品書等の帳票類の設計・運用を行うソフトウェア及びサービスである「SVF」及び電子データの保管や紙文書の電子化を行う「SPA」が主な構成要素となっております。

データエンパワーメントソリューションは、企業が保有するデータを統合・処理・分析・可視化する事により、業務の効率化や生産性の向上を実現するソフトウェア及びサービスである「Dr.Sum」「MotionBoard」が主な構成要素となっております。

取引価格については、収益は受領した対価又は受領可能な対価の公正価値（値引、割戻及び消費税等を控除後）により測定しております。

当社グループのソフトウェア製品及びサービスは、販売・提供だけでなく保守契約やサービス利用契約のような継続的な契約を前提としております。当社グループの販売モデルは、会計上の主要な顧客である販売パートナーを介した間接販売が主となっており、ソフトウェア製品の大部分は、エンドユーザーへ販売パートナーたる S I e r を通じて販売されています。

当社グループが営んでいる帳票・文書管理ソリューションとデータエンパワーメントソリューションに関するライセンス付与による各ソフトウェア製品の販売は、顧客にライセンスの使用権を付与した時点で予め契約に基づいた金額（独立販売価格）に従って収益を計上しております。これらは契約で定められた支払期限（通常数カ月以内）に基づいて支払いを受けております。

製品の技術支援サービスや導入に向けたソリューションサービスについては、支援やコンサルティングサービス期間にわたり履行義務を提供しているため、個別の契約によって定められた金額（独立販売価格）に基づいて当該サービスの提供（工数の進捗度）に応じて収益を認識しております。これらは契約で定められた支払期限（通常数カ月以内）に基づいて支払いを受けております。

製品機能のクラウドによるサービス提供については、契約で定められた期間にわたりサービスの利用を可能にする義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、サービス毎に定められた契約金額（独立販売価格）を契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しております。これらは契約で定められた支払期限（通常数カ月以内）に基づいて支払いを受けております。

製品の保守サービスについては、予め定められた契約期間に基づいて、一定のサポートサービスを提供するものであり、当該期間にわたり顧客に当該サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、期間定額であり時の経過につれて充足される履行義務と判断されるため、サービス毎に定められた契約金額（独立販売価格）を契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しております。これらは契約で定められた支払期限（通常数カ月以内）に基づいて支払いを受けております。

顧客に対するソフトウェア製品インストールサービスの一部は、外部請負業者を使用して実施されますが、かかるサービスの提供主体は当社グループであると判断しており、履行義務を果たすための契約上の義務を当社グループが保持し、かつ当該サービス提供は当社グループ管理下にあるため、当該収益をサービス提供時において総額で認識しています。取引の対価は契約に定められた支払期限（通常数カ月以内）に基づいて支払いを受けるもの他に履行義務の充足前に契約金額を前受するものもあります。その場合、通常は1年分を前受しますが、個別に1年超の契約期間を締結する場合もあります。

当社グループでは、変動対価や重大な金融要素及び返品並びに返金義務が重要となる取引は行っておりません。

⑩その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、賃借している本社オフィスの一部の解約を決定したため、解約後利用見込みのない有形固定資産について耐用年数の見直しを行いました。また、建物賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上していた資産除去債務について、より精緻な見積りが可能になったため、見積額の変更をしております。これにより、有形固定資産が1,311,620千円減少し、引当金が16,344千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益が1,327,943千円、税引前利益が1,327,965千円それぞれ減少しております。

当連結会計年度において、賃借している本社オフィスの一部を解約したことに伴い建物賃貸借契約の見直しを行いました。そのため、リースの条件変更に伴うリース負債の再測定を行い、使用権資産の帳簿残高を修正しております。これにより、使用権資産が133,931千円、リース負債が155,920千円それぞれ増加しております。また、当連結会計年度の営業利益が30,438千円、税引前利益が31,098千円それぞれ減少しております。

## 3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、現時点において不確実であり見積ることは非常に困難ですが、地域ごとに状況は異なるものの、各地域での感染拡大収束、経済活動再開に伴い、当社グループの営業活動についても翌期以降徐々に正常化に向かうとの仮定を置いた上で、報告期間の末日時点での状況を踏まえ、合理的な見積りを実施しております。

当社グループの属するICT業界においては、一時的な悪影響があったとしても、今後の社会の変化に対応するためのDXのようなIT基盤にかかる投資が見込まれているという事業環境や当社グループのリカーリングレビューを中心とした継続的かつ安定的な収益構造に鑑み、長期的な業績への影響は軽微であると判断しています。

当該仮定に基づき、のれんを含む固定資産の減損テストに加えて、繰延税金資産の回収可能性に係る評価等、会計上の見積りを行っております。

#### 4. 連結財政状態計算書に関する注記

##### (1) 資産から直接控除した貸倒引当金

　　営業債権及びその他の債権 4,559千円

　　その他の金融資産 145千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 2,640,955千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

　　普通株式 31,198,000株

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年4月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	736,752千円	24円	2021年2月28日	2021年5月13日

##### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

　　普通株式 3,978,000株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を基本とし、また、資金調達については銀行借入による方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

##### (信用リスク)

信用リスクは、契約の相手方が契約上の債務に関して債務不履行になり当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであり、当社グループは営業債権及びその他の償却原価で測定する金融資産について信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理の手続きに従い、取引先ごとの期日経過管理及び残高管理を行っております。営業債権は多数の取引先により構成されているため、期日経過情報に応じてグレーピングした上で、過去の貸倒実績等を考慮して予想信用損失を測定しております。営業債権以外の償却原価で測定する金融資産については、期日経過情報や債務者の経営成績などを踏まえて、当初認識時点からの信用リスクの著しい増加があるかどうかを検討しております。なお、営業債権及びその他の償却原価で測定する金融資産については、損失評価引当金として貸倒引当金を計上しております。当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に記載の帳簿価額であります。なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

##### (流動性リスク)

当社グループの営業債務や借入金等については、流動性リスクに晒されております。当社グループでは、資金繰り計画を作成する方法などにより管理し、金融機関とのコミットメントラインの設定により流動性を確保しております。

##### (為替リスク)

当社グループは機能通貨と異なる通貨による取引から為替リスクが生じております。当該リスクに関しては、為替相場の現状及び今後の見通しを常時モニタリングすることで管理しております。

##### (金利リスク)

当社グループは、変動金利による借入を行っているため、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、市場金利の動向を常時モニタリングし、損益に与える影響を試算することで管理しております。

##### (株価変動リスク)

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価変動リスクに晒されております。短期トレーディング目的で保有する資本性金融商品はなく、ビジネス戦略を円滑に遂行するために保有しております。当社グループは、これらの投資を活発に売却することはありません。資本性金融商品については、定期的に公正価値や発行体の財務状況を把握し、モニタリングすることで管理しております。

(3) 金融商品の公正価値に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当社の借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映しており、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっていることから含めておりません。また、借入金、敷金及び保証金以外の償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値についても帳簿価額と近似しているため含めておりません。  
なお、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値と帳簿価額が一致するため含めておりません。

(単位：千円)

	連結財政状態計算書 計上額	公正価値	差額
金融資産			
償却原価で測定する金融商品			
その他の金融資産			
敷金及び保証金	382,452	373,464	8,988

敷金及び保証金の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを市場金利等で割引いた現在価値により算定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 836円43銭  
(2) 基本的1株当たり当期利益 79円45銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

(取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入)

当社は、2021年4月13日開催の取締役会において、新たな業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2021年5月27日開催予定の第5回定時株主総会（以下、本株主総会）に付議する予定です。

### 1. 本制度の導入目的

当社は、当社の取締役（国内非居住者を除きます。）および執行役員（国内非居住者を除きます。取締役と併せて、以下「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役

等が中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役員報酬制度の見直しを行い、新たに株式報酬制度を導入することいたしました。

## 2. 本制度の概要

- (1) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
- (2) 本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用します。本制度は、役位や業績目標の達成度等に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を、取締役等に交付および給付（以下「交付等」といいます。）するものです。
- (3) 当社は、本制度実施のため設定した役員報酬BIP信託（以下「本信託」といいます。）の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。

### 信託契約の内容

1 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭信託（他益信託）
2 信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
3 委託者	当社
4 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）)
5 受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
6 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
7 信託契約日	2021年10月（予定）
8 信託の期間	2021年10月～2024年7月（予定）
9 制度開始日	2021年10月（予定）
10 議決権行使	行使しないものとします。
11 取得株式の種類	当社普通株式
12 信託金の上限額	600百万円（信託報酬・信託費用を含みます。）
13 株式の取得方法	株式市場または当社（自己株式処分）から取得
14 帰属権利者	当社
15 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

## 貸 借 対 照 表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,620,292	流 動 負 債	10,122,713
現 金 及 び 預 金	4,515,565	買 掛 金	216,706
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,781,020	未 払 金	646,728
そ の 他	545,941	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,000,000
貸 倒 引 当 金	△222,234	未 払 法 人 税 等	550,184
固 定 資 産	36,443,995	未 払 消 費 税 等	265,031
有 形 固 定 資 産	1,320,964	賞 与 引 当 金	784,388
建 物 及 び 構 築 物	725,424	役 員 賞 与 引 当 金	32,506
工 具 、 器 具 及 び 備 品	595,539	前 受 金	5,395,504
無 形 固 定 資 産	31,852,660	そ の 他	231,663
の れ ん	17,611,397	固 定 負 債	18,086,912
顧 客 関 係 資 産	6,815,901	長 期 借 入 金	14,250,000
商 標 権	6,266,379	繰 延 税 金 負 債	3,747,610
技 術 関 連 資 産	834,750	資 産 除 去 債 務	89,302
ソ フ ト ウ エ ア	322,902	負 債 合 計	28,209,626
そ の 他	1,330	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,270,369	株 主 資 本	14,218,880
投 資 有 価 証 券	1,738,400	資 本 金	200,000
関 係 会 社 株 式	934,236	資 本 剰 余 金	11,124,874
出 資 金	89,282	資 本 準 備 金	50,000
関 係 会 社 出 資 金	64,204	そ の 他 資 本 剰 余 金	11,074,874
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	258,687	利 益 剰 余 金	3,544,006
敷 金 及 び 保 証 金	356,317	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,544,006
そ の 他	5,361	繰 越 利 益 剰 余 金	3,544,006
貸 倒 引 当 金	△176,120	自 己 株 式	△650,000
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	559,800
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	559,800
		新 株 予 約 権	75,980
		純 資 産 合 計	14,854,661
資 产 合 计	43,064,287	負 債 純 資 産 合 計	43,064,287

## 損益計算書

(2020年3月1日から)  
(2021年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,669,678
売 上 原 価		3,043,723
売 上 総 利 益		14,625,954
販売費及び一般管理費		12,145,905
営 業 利 益		2,480,048
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	58,786	
そ の 他	7,147	65,933
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	106,431	
支 払 手 数 料	6,140	
出 資 金 評 価 損	2,561	
為 替 差 損	3,489	
そ の 他	675	119,298
経 常 利 益		2,426,683
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	54,808	54,808
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	449,363	
本 社 賃 貸 借 契 約 解 約 損	1,259,257	1,708,620
税 引 前 当 期 純 利 益		772,871
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,232,892	
法 人 税 等 調 整 額	△721,358	511,534
当 期 純 利 益		261,337

## 株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から)  
(2021年2月28日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他の 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	200,000	50,000	11,074,874	11,124,874	3,282,669	3,282,669
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益				-	261,337	261,337
自 己 株 式 の 取 得				-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	261,337	261,337
当 期 末 残 高	200,000	50,000	11,074,874	11,124,874	3,544,006	3,544,006

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	-	14,607,543	339,005	339,005	51,886	14,998,434
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益		261,337				261,337
自 己 株 式 の 取 得	△650,000	△650,000				△650,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	220,794	220,794	24,093	244,888
当 期 変 動 額 合 計	△650,000	△388,662	220,794	220,794	24,093	△143,773
当 期 末 残 高	△650,000	14,218,880	559,800	559,800	75,980	14,854,661

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

並びに関係会社出資金

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～22年

工具、器具及び備品 2年～12年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

・顧客関係資産 主に15年

・商標権 15年

・技術関連資産 10年

・ソフトウェア 5年

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

##### ② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個々の投資ごとに投資効果の発現する期間を見積もり、計上後20年以内の期間で均等償却しております。

## 2. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、現時点において不確実であり見積ることは非常に困難ですが、地域ごとに状況は異なるものの、各地域での感染拡大収束、経済活動再開に伴い、当社の営業活動についても翌期以降徐々に正常化に向かうとの仮定を置いた上で、当事業年度末での状況を踏まえ、合理的な見積りを実施しております。

当社の属するＩＣＴ業界においては、一時的な悪影響があったとしても、今後の社会の変化に対応するためのDXのようなIT基盤にかかる投資が見込まれているという事業環境や当社のリカーリングレベニューを中心とした継続的かつ安定的な収益構造に鑑み、長期的な業績への影響は軽微であると判断しています。当該仮定に基づき、のれんを含む固定資産の減損テストに加えて、繰延税金資産の回収可能性に係る評価等、会計上の見積りを行っております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	547,585千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したもの除去）	
① 短期金銭債権	390,560千円
② 短期金銭債務	70,995千円

## 4. 損益計算書に関する注記

### (1)関係会社との取引高

営業取引による取引高	701,828千円
売上高	144,099千円
その他の営業費用	557,729千円
営業取引以外の取引高	7,564千円
受取利息	3,964千円
事務管理委託料	3,600千円

### (2)固定資産除却損の内訳

建物及び構築物	400,742千円
工具、器具及び備品	48,621千円

### (3)本社賃貸借契約解約損

本社オフィスの一部返還に伴い発生した賃貸借契約の解約に係る違約金等であります。

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 500,000株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

貸倒引当金	121,976千円
賞与引当金	240,179千円
未払事業税	51,742千円
前受金	9,034千円
関係会社株式評価損	17,777千円
関係会社出資金評価損	98,264千円
投資有価証券評価損	3,061千円
長期貸付金	80,836千円
株式報酬費用	17,486千円
出資金評価損	8,544千円
ソフトウェア	115,304千円
資産除去債務に対応する除去費用	27,344千円
本社賃貸借契約解約損	292,199千円
その他	46,366千円
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>1,130,120千円</b>
評価性引当額	△349,820千円
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>780,299千円</b>
<b>繰延税金負債</b>	
その他有価証券評価差額金	△247,060千円
資産除去債務に対応する除去費用	△19,519千円
無形固定資産	△4,261,329千円
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>△4,527,910千円</b>
<b>繰延税金資産の純額（△は負債）</b>	<b>△3,747,610千円</b>

## **7. 関連当事者との取引に関する注記**

該当事項はありません。

## **8. 1株当たり情報に関する注記**

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 473円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 8円47銭   |

## **9. 重要な後発事象に関する注記**

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月23日

ウイングアーク1st株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯浅 敦   
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 腰原 茂弘   
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウイングアーク1st株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ウイングアーク1st株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年4月23日

ウイングアーク1s<sup>t</sup>株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯浅 敦

業務執行社員 公認会計士 腰原 茂弘

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウイングアーク1s<sup>t</sup>株式会社の2020年3月1日から2021年2月28日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結株持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月23日

ウイングアーク1st株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 芳賀研二   
社外監査役 大江修子   
社外監査役 浅枝芳隆 

以 上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

ウイングアーク1st 株式会社  
代表取締役社長兼CEO 田中 潤

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

###### ①目的の変更

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）につきまして変更を行うものであります。

###### ②取締役会の招集権者及び議長

取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第21条（取締役会の招集権者および議長）につきまして変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所です。)

現行定款	変更案
(目的)  第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  (1) コンピューターのソフトウェアの企画、設計、研究、開発、品質管理、検証、仕入、販売、保守、メンテナンス <u>および</u> 賃貸業  (2) コンピューターシステムの開発・保守・管理・運営 <u>および</u> それらに伴うトラブル処理ならびにこれらのコンサルティング  (3) (条文省略)	(目的)  第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  (1) コンピューターのソフトウェアの企画、設計、研究、開発、品質管理、検証、仕入、販売、保守、メンテナンス、 <u>賃貸業およびクラウドサービスの提供</u>  (2) コンピューターシステムの開発・保守・管理・運営 <u>およびクラウドサービスの提供、</u> それらに伴うトラブル処理ならびにこれらのコンサルティング  (3) (現行どおり)

現行定款	変更案
(4) セキュリティシステムの開発・運用・コンサルティング業務	(4) セキュリティシステムの開発・運用・コンサルティング業務およびクラウドサービスの提供
(5)～(15) (条文省略) (取締役会の招集権者および議長)	(5)～(15) (現行どおり) (取締役会の招集権者および議長)
第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会長または取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2 取締役会長および取締役社長とともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図り、取締役9名の選任をお願いするものです。取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重な兼任職の状況)	所持する当社の株式数
内野 弘幸 (1956年12月6日生)	<p>1979年4月 株式会社多摩ユーワック（現 株式会社内田洋行 ITソリューションズ）入社</p> <p>1983年1月 日本オフィスメーション株式会社 入社</p> <p>1992年7月 翼システム株式会社 入社</p> <p>2001年4月 翼システム株式会社 情報企画事業部部長</p> <p>2004年3月 当社 代表取締役社長</p> <p>2006年6月 ディジタル・ワークス株式会社 取締役</p> <p>2008年2月 株式会社フォー・クルー 取締役</p> <p>2009年5月 文雅科信息技术（上海）有限公司 董事（現任）</p> <p>2011年3月 バリオセキュア・ネットワークス株式会社 （現 バリオセキュア株式会社）代表取締役会長</p> <p>2011年9月 S F インベストメント株式会社 代表取締役</p> <p>2014年3月 WINGARC SINGAPORE PTE. LTD. Director</p> <p>2015年5月 株式会社Optimus Capital 代表取締役</p> <p>2017年5月 SPACE-TIME RESEARCH PTY. LTD. (現 WINGARC AUSTRALIA PTY LTD) Director (現任)</p> <p>2017年11月 株式会社リテールマーケティングワン 取締役</p> <p>2018年5月 当社 取締役会長（現任）</p> <p>2019年7月 株式会社リテールマーケティングワン 取締役会長（現任）</p>	-

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重複する職務を兼ねる場合は、記載) （重複する職務を兼ねる場合は、記載）	所持する 当社の株式数
田中潤 (1976年11月22日生)	<p>1999年4月 株式会社エリスネット 入社</p> <p>2004年9月 当社 入社</p> <p>2008年2月 株式会社フォー・クルー 代表取締役社長</p> <p>2011年1月 当社 執行役員</p> <p>2011年11月 文雅科信息技术（大连）有限公司 董事長</p> <p>2012年3月 1stネクスピア株式会社 代表取締役</p> <p>2012年5月 当社 取締役</p> <p>2016年3月 文雅科信息技术（上海）有限公司 董事</p> <p>2017年5月 当社 取締役副社長</p> <p>2017年5月 SPACE-TIME RESEARCH PTY. LTD. (現 WINGARC AUSTRALIA PTY LTD) Director (現任)</p> <p>2018年1月 株式会社Everforth 取締役 (現任)</p> <p>2018年3月 文雅科信息技术（大连）有限公司 董事 (現任)</p> <p>2018年5月 当社 代表取締役社長</p> <p>2018年9月 S F インベストメント株式会社代表取締役 (現任)</p> <p>株式会社Optimus Capital 代表取締役 (現任)</p> <p>2018年10月 文雅科信息技术（上海）有限公司 董事長 (現任)</p> <p>2020年6月 当社 代表取締役社長兼CEO (現任)</p>	-

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重複する職務を兼ねる場合は、該当する職務の状況)	所持する 当社の株式数
山澤 光太郎 <small>(1956年10月8日生)</small>	<p>1980年4月 日本銀行 入行</p> <p>1988年11月 日本銀行 香港駐在員事務所次席駐在員</p> <p>2004年3月 日本銀行 函館支店長</p> <p>2010年4月 株式会社大阪証券取引所 取締役常務執行役員</p> <p>2013年1月 株式会社日本取引所グループ 常務執行役 兼 株式会社大阪証券取引所 取締役常務執行役員</p> <p>2014年6月 株式会社日本取引所グループ 専務執行役 兼 株式会社大阪証券取引所 取締役専務執行役員</p> <p>2015年4月 株式会社大阪証券取引所 取締役副社長</p> <p>2017年6月 株式会社東京商品取引所 取締役</p> <p>2017年6月 イオンフィナンシャルサービス株式会社 監査役</p> <p>2017年7月 グローリー株式会社 特別顧問（現任）</p> <p>2018年8月 当社 監査役</p> <p>2019年6月 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役（現任）</p> <p>2019年11月 当社 取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役</li> <li>・グローリー株式会社 特別顧問</li> </ul>	一

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
堀内まさと人 (1967年5月27日生)	<p>1992年4月 伊藤忠商事株式会社 入社</p> <p>2002年7月 株式会社ネットペイン 執行役員</p> <p>2003年11月 シーティーシー・テクノロジー株式会社 出向</p> <p>2004年4月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社 出向</p> <p>2007年6月 キャプラン株式会社 執行役員</p> <p>2009年6月 エキサイト株式会社 取締役執行役員</p> <p>2016年4月 エイツーヘルスケア株式会社 取締役</p> <p>2016年4月 ウエルネスコミュニケーションズ株式会社 取締役</p> <p>2017年4月 伊藤忠商事株式会社 情報産業ビジネス部長</p> <p>2017年4月 日本テレマティック株式会社 取締役</p> <p>2017年4月 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 取締役</p> <p>2018年3月 株式会社UFI FUTECH (現 株式会社ファミマデジタルワン) 取締役</p> <p>2018年8月 Inagora株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2019年11月 IW.DXパートナーズ株式会社 代表取締役</p> <p>2019年12月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2019年12月 株式会社フリーカウト・ホールディングス 取締役</p> <p>2020年4月 伊藤忠商事株式会社 情報・通信部門長代行 (現任)</p> <p>2020年5月 株式会社ベルシステム24ホールディングス 取締役 (現任)</p> <p>2020年12月 伊藤忠インターラクティブ株式会社 代表取締役社長 (現任)</p>	-
	<p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Inagora株式会社 取締役</li> <li>・ 伊藤忠商事株式会社 情報・通信部門長代行</li> <li>・ 株式会社ベルシステム24ホールディングス 取締役</li> <li>・ 伊藤忠インターラクティブ株式会社 代表取締役社長</li> </ul>	

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
島田太郎 (1966年10月22日生)	<p>1990年4月 新明和工業株式会社 入社</p> <p>1999年9月 Structural Dynamics Research Corporation 入社</p> <p>2010年4月 シーメンスPLMソフトウェア株式会社 日本法人代表取締役社長兼米国本社副社長</p> <p>2015年9月 シーメンス株式会社 専務執行役員、デジタルファクトリ ー事業本部長、プロセス＆ドライブ事業本部長</p> <p>2018年10月 株式会社東芝 入社 コーポレートデジタル事業責任者</p> <p>2019年4月 株式会社東芝 執行役常務</p> <p>2019年10月 東芝デジタルソリューションズ株式会社 取締役常務</p> <p>2020年2月 東芝データ株式会社 代表取締役CEO（現任）</p> <p>2020年4月 株式会社東芝 執行役上席常務（現任） 東芝デジタルソリューションズ株式会社 取締役社長 (現任)</p> <p>2020年12月 当社 取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東芝デジタルソリューションズ株式会社 取締役社長</li> <li>・東芝データ株式会社 代表取締役CEO</li> <li>・株式会社東芝 執行役上席常務</li> </ul>	-
(※)矢島孝應 (1957年3月8日生)	<p>1979年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社） 入社</p> <p>1997年9月 アメリカ松下電器株式会社 MIS ジェネラルマネージ ヤー</p> <p>2005年10月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社） 理事 情報企画部長</p> <p>2010年6月 三洋電機株式会社 執行役員</p> <p>2010年9月 三洋ITソリューションズ株式会社 代表取締役社長</p> <p>2013年1月 ヤンマー株式会社 執行役員</p> <p>2018年6月 ヤンマー株式会社 取締役</p> <p>2019年4月 特定非営利活動法人CIO Lounge 理事長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動法人CIO Lounge 理事長</li> </ul>	-

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
(※) 石黒 木兰代 (1958年2月1日生)	<p>1981年1月 ブラザー工業株式会社 入社            1988年1月 株式会社スワロフスキー・ジャパン 入社            1994年9月 Alphametric,Inc. 社長            1999年1月 Netyear Group,Inc. 社長兼最高執行責任者            1999年7月 ネットイヤーグループ株式会社 取締役            2000年5月 ネットイヤーグループ株式会社 代表取締役社長            (現任)            2013年6月 株式会社損害保険ジャパン 監査役            2014年3月 株式会社ホットリンク 取締役            2014年6月 マネックスグループ株式会社 取締役 (現任)            2015年6月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットイヤーグループ株式会社 代表取締役社長</li> <li>・マネックスグループ株式会社 取締役</li> <li>・損害保険ジャパン株式会社 取締役</li> </ul>	-
(※) 島澤 甲 (1981年2月9日生)	<p>2004年4月 インクステクニカルサービス株式会社 入社            2006年10月 ダイヤモンドヘッド株式会社 入社            2009年7月 株式会社フォー・クルー (現 ウイングアーク1st 株式会社) 入社            2016年3月 当社 BI技術本部長            2016年4月 当社 執行役員CTO兼技術本部長            2018年1月 株式会社Everforth 取締役 (現任)            2018年3月 文雅科信息技术(大连)有限公司 董事長 (現任)            2020年3月 当社 執行役員CTO兼Cloud事業部 事業部長            2021年3月 当社 執行役員事業統括担当兼CTO (現任)</p>	-

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重複な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
(※) 藤本泰輔 (1970年5月24日生)	<p>1994年4月 東興建設株式会社 入社</p> <p>2003年9月 株式会社ケン・コーポレーション 入社</p> <p>2005年6月 パシフィックゴルフマネージメント株式会社 入社</p> <p>2006年3月 オグルヴィ・アンド・メイサー・ジャパン株式会社 入社</p> <p>2007年8月 当社 入社</p> <p>2010年3月 当社 経理財務部長</p> <p>2011年11月 文雅科信息技术（大连）有限公司 監事（現任）</p> <p>2012年5月 文雅科信息技术（上海）有限公司 監事（現任）</p> <p>2016年3月 当社 管理本部長兼経理財務部長</p> <p>2016年4月 当社 執行役員CFO兼管理本部長（現任）</p> <p>2017年5月 SPACE-TIME RESEARCH PTY. LTD. (現 WINGARC AUSTRALIA PTY LTD) Director（現任）</p> <p>2017年11月 株式会社リテールマーケティングワン 監査役（現任）</p> <p>2018年1月 株式会社Everforth 監査役（現任）</p> <p>2018年10月 WINGARC SINGAPORE PTE. LTD. Director（現任）</p>	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山澤 光太郎氏、堀内 真人氏、島田 太郎氏、矢島 孝應氏、石黒 不二代氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 山澤 光太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、日本銀行及び日本取引所グループでの豊富な経験と上場企業としてのコーポレート・ガバナンスに関する見識を有しており、多様な視点からの経営全般に関する助言及び適切な監督機能を期待したためです。同氏は社外取締役としての就任期間は1年7ヶ月です。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
- (2) 堀内 真人氏を社外取締役候補者とした理由は、伊藤忠商事株式会社でのグローバルビジネスに関する豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に関してグローバルな視点から様々な助言を行っていただくことを期待したためです。同氏は社外取締役としての就任期間は1年6ヶ月です。
- (3) 島田 太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、東芝デジタルソリューションズ株式会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般とデータビジネスの観点から有用な助言を行っていただくことを期待したためです。同氏は社外取締役としての就任期間は6ヶ月です。
- (4) 矢島 孝應氏を社外取締役候補者とした理由は、メーカーにおけるCIO (Chief Information Officer) としての経験や特定非営利活動法人CIO Loungeの理事長としてのIT業界における幅広い見識に基づき、経営全般とDXビジネスの観点から有用な助言を行っていただくことを期待したためです。また、同氏が

選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (5) 石黒 不二代氏を社外取締役候補者とした理由は、ネットイヤーグループ株式会社でのデジタルマーケティングに関する豊富な知見と経験を有しております、当社の経営全般とマーケティングの観点から有用な助言を行っていただくことを期待したためです。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
5. 当社は、山澤 光太郎氏、堀内 真人氏、島田 太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、山澤 光太郎氏、堀内 真人氏、島田 太郎氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、内野 弘幸氏、矢島 孝應氏、石黒 不二代氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、内野弘幸氏は社内取締役候補者であります、非業務執行取締役であります。
6. 当社は、山澤 光太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出であります。また、矢島 孝應氏、石黒 不二代氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておらず、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役、執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております、2021年6月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ② 保険料
- 保険料は全額会社負担としております。

### 第3号議案 取締役等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

#### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社取締役の報酬は、2016年10月14日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬等の限度額を年額550百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く。）としてご承認をいただいておりますが、当該報酬限度額とは別枠で、新たに当社の取締役（国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）に対して、当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度は、取締役等の報酬と業績との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としております。なお、非業務執行取締役（社外取締役を含み、以下「非業務執行取締役」という。）も対象としますが、業務執行を行わない非業務執行取締役に対しては、非業績連動の固定型株式報酬としております。これらにより、導入は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと7名（うち社外取締役3名）となります。

また、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では対象となる執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につきその額及び内容を提案するものであり、株主総会終結の時をもって本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は5名となります。

#### 2. 本制度における報酬等の額及び内容

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、役位及び業績目標の達成度に応じて取締役等に付与されるポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。

（詳細は下記(2)以降のとおり。）

##### ●本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

当社の取締役及び執行役員（いずれも国内非居住者を除く。）

●本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

①当社が拠出する金員の上限

3事業年度を対象として合計600百万円（内訳：社外取締役以外の取締役及び執行役員570百万円、社外取締役30百万円）

②取締役等が交付等を受ける当社株式の数の上限及び当社株式の取得方法

- ・3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は300,000株
- ・1事業年度あたりに取締役等に付与されるポイントの総数の上限は100,000ポイント（内訳：社外取締役以外の取締役及び執行役員95,000ポイント、社外取締役5,000ポイント）。
- ・1ポイント=当社普通株式1株に換算された3事業年度での上限株式数（300,000株）の当社発行済み株式総数（2021年3月16日現在、自己株式控除後）に対する割合は約0.98%
- ・本制度に伴う当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得

③取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

- ・原則、評価対象事業年度における業績確定後に毎年交付等を実施
- ・ただし、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するときまで継続保有する

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は、2022年2月28日で終了する事業年度から2024年2月29日で終了する事業年度までの3事業年度とし、信託期間の継続が行われた場合には、以降の各3事業年度）を対象とします（本制度の対象とする期間を、以下「対象期間」という。）。

当社は、対象期間毎に合計600百万円（内訳：社外取締役以外の取締役及び執行役員570百万円、社外取締役30百万円）を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に毎年一定の時期に、役位及び業績目標の達成度等に応じて予め定められたポイントの付与を行いポイントに相当する数の当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することができます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間毎に合計600百万円（内訳：社外取締役以外の取締役及び執行役員570百万円、社外取締役30百万円）の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、600百万円（内訳：社外取締役以外の取締役及び執行役員570百万円、社外取締役30百万円）の範囲内とします。

### (3) 取締役等が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下の①及び②の方法により毎年一定の時期に付与されるポイントにより定まります。

#### ①非業務執行取締役以外の取締役等

役位に応じた固定ポイントと業績目標の達成度等に応じた業績連動ポイントを合計したポイント

#### ②非業務執行取締役

業績に連動しない固定ポイント

また、1ポイント=当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式の分割・株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、交付等が行われる当社株式の数を調整いたします。

なお、1事業年度あたりに取締役等に対して付与するポイントの総数の上限は100,000ポイント（内訳：社外取締役以外の取締役及び執行役員95,000ポイント、社外取締役5,000ポイント）とします。そのため、取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数は、3事業年度を対象として300,000株が上限となります。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、毎年一定の時期に所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントに相当する数の当社株式等の交付を、本信託から受けるものとします。

このとき、当該取締役等は、付与されたポイントの一定の割合に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

上記の株式等の交付後に非違行為等が判明した場合には、株式交付規程に定める計算方法に基づき算定された金銭額の賠償を求めるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

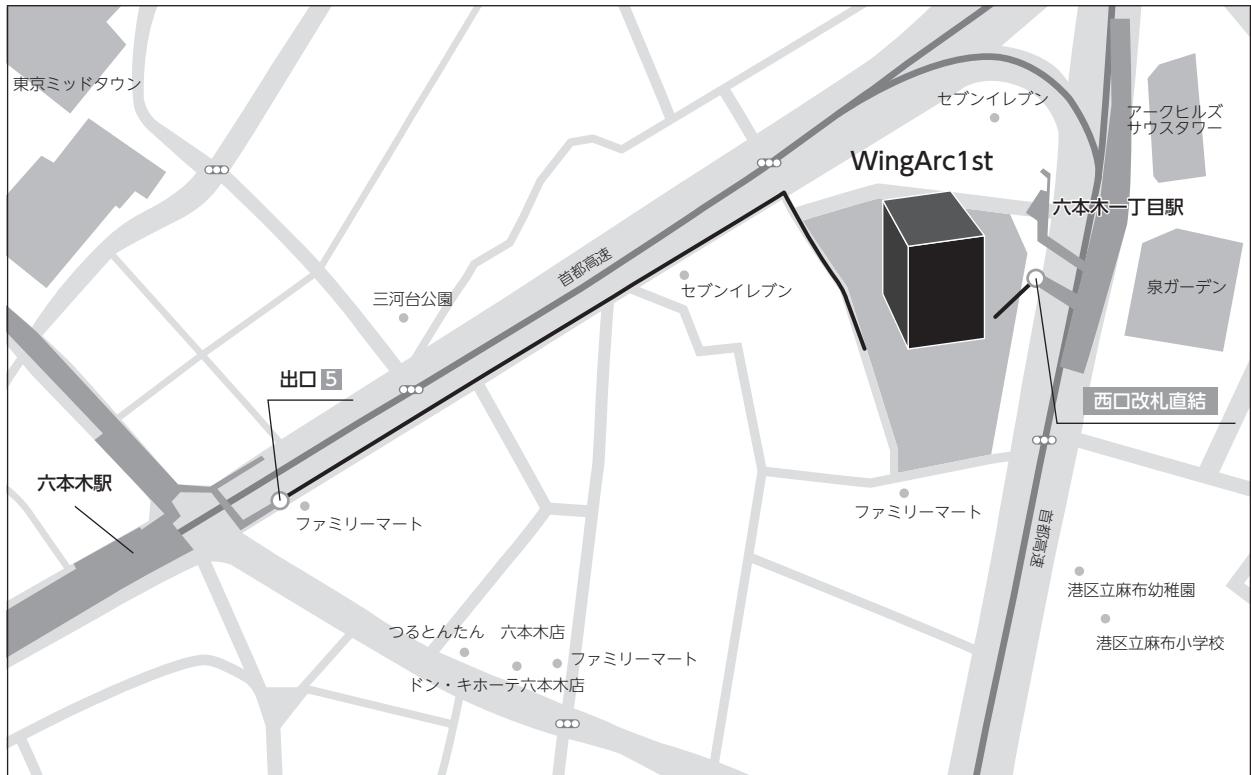
本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上

メモ

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号  
六本木グランドタワー36階 当社会議室  
TEL 03-5962-7400



東京メトロ南北線 六本木一丁目駅直結（西改札口）  
東京メトロ日比谷線・都営大江戸線 六本木駅5番出口より徒歩5分